

(1) 介護保険の自己負担分（基本料金） ※自己負担 1 割の場合

《（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス費》

| 状態区分  | 1 ヶ月当たりの負担額 |
|-------|-------------|
| 要支援 1 | 3,754 円     |
| 要支援 2 | 7,586 円     |
| 要介護 1 | 11,378 円    |
| 要介護 2 | 16,723 円    |
| 要介護 3 | 24,327 円    |
| 要介護 4 | 26,849 円    |
| 要介護 5 | 29,603 円    |

※ 1 ヶ月ごとの包括費用です。

※ 要介護度に応じて定められたサービス単価に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払い頂きます。

※ 登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。

※ 登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本料金に以下の料金が加算されます。

《小規模多機能型居宅介護》

| 加算の種類    | 加算及び算定の内容                                                                             | 自己負担額                   |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 初期加算     | 利用を開始した日から 30 日間に係る 1 日当たりの加算料金です。<br>30 日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も含まれます。              | 約 33 円<br>(30 日で 980 円) |
| 認知症加算(Ⅱ) | 日常生活に支障のきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）の場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。 | 968 円                   |
| 認知症加算(Ⅳ) | 要介護 2 であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする利用者（認知症日常生活自立度Ⅱ）の場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。             | 500 円                   |

|                        |                                                             |                     |
|------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------|
| 看護職員<br>配置加算<br>(I)    | 専従の看護師を1名以上配置している場合の1月当たりの加算料金です。                           | 980 円               |
| 訪問体制<br>強化加算           | 算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。※当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。         | 1,088 円             |
| 総合マネジメント体制強化加算<br>(1)  | 算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。※当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。(予防も算定)  | 1,306 円             |
| 若年性認知症<br>利用者受入加算      | 65歳以下の認知症の方が利用する場合の1月当たりの加算料金です。                            | 870 円<br>(予防) 490 円 |
| サービス提供体制<br>強化加算 (I)   | 当該加算の体制・人材要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。                            | 816 円               |
| 介護職員等<br>処遇改善加算<br>I ロ | 当該加算の算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です<br>※当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。 | 介護保険総額の<br>18.6%    |

※ 地域区分別の単価(2級地 10.88 円)を含んでいます。

#### (5) その他の費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

|            |                                                                                                                  |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 送迎費      | 利用者の居宅が、通常の事業の実施地域（此花区）以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費相当額を請求いたします。<br>※此花区を超えて送迎に要する距離 片道 1 kmにつき 100 円            |
| ② 交通費      | 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問サービスを提供する場合に要する交通費は、その実費相当額を請求します。<br>※車を使用する場合は、此花区を超えて送迎に要する距離 片道 1 kmにつき 100 円              |
| ③ 食事の費用    | 朝食 334 円 昼食 614 円 夕食 614 円                                                                                       |
| ④ 宿泊に要する費用 | 3,500 円                                                                                                          |
| ⑤ おむつ代     | 実費（持ち込み可）                                                                                                        |
| ⑥ その他      | 日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適用と認められるもの。<br>・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの<br>・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの |